

保護樹林の指定解除について（諮問第199号）

樹林の所在地	大泉学園町7丁目8番	保護樹林第85号	指定年月日	平成27年9月4日
解除事由	みどりを愛し守りはぐくむ条例第22条第1項第2号に基づき、所有者から指定の解除の申請があったため。			
経緯	保護樹林区域売却に伴い、所有者より解除申請書が提出されたため。			
案内図	 <p>案内図は、大泉学園町七丁目周辺の地図を示しています。上部の地図は、大泉風致地区公園（緑色のアイコン）と地区バス停第三（緑色のアイコン）の位置を示しています。保護樹林第85号の位置は、大泉学園町七丁目8番の敷地内にあり、赤い矢印で示されています。下部の拡大図では、保護樹林第85号の敷地が斜線入りで示され、その所有者の位置も示されています。周囲の敷地番号（18, 22, 22, 22, 40, 16）も表示されています。</p>			

保護樹林の指定解除について（諮問第199号）

樹林の所在地	大泉学園町7丁目8番	保護樹林第85号	指定年月日	平成27年9月4日
--------	------------	----------	-------	-----------

写 真

